



昭和十七年度又ハ昭和十八年度ニ於テ實施ヲ要スル重要案件

國土局

一、地方計畫法ノ制定

我が國近時ニ於ケル交通經濟等ノ顯著ナル發達殊ニ生産力擴充ニ伴ヒ工業ノ急激ナル發展集中、大都市ノ無統制ナル膨張、人口、産業及各種施設ノ偏在ヲ招來シ、國防、經濟、人口、社會等ノ見地ヨリ憂慮スベキ現象ヲ呈シツツアルヲ以テ、人口、産業及重要施設ノ配置ヲ合理的ナラシムル爲ニ土地利用ノ統制及重要施設ノ配置ニ關スル綜合的計畫ヲ樹立シ各地方ノ秩序アル發展ヲ期シ綜合國力ノ發揚ニ資セントス。

防空局

一、防空法ニ依ル工場規制區域指定ニ關スル件

都市ニ於ケル工場ノ集中ヲ規制シ之ガ分散ヲ圖ルハ空襲被害ヲ局限シ

三二

戰時生産ヲ確保スル爲極メテ緊要ナルヲ以テ過般防空法ヲ改正シ内務大臣ノ指定スル區域ニ於ケル一定規模ノ工場（建築面積ノ合計二千平方米、原動機馬力數ノ合計二百ヲ超ユルモノ、特ニ必要アル區域ニ付テハ建築面積ノ合計六百平方米、原動機馬力數ノ合計五十ヲ超ユルモノトス）ヲ規制セントス右區域ハ目下京濱地方、京阪神地方、中京地方、關門地方ヲ豫定シ企畫院及ビ關係者ト協議中ニテ近ク指定スルノ要アリト認ム

#### 一、防空施設ノ急速整備ニ關スル件

防空各種施設ハ昨年七月防空緊急對策ヲ樹立シ銳意整備ニ努メ來レル處、大東西戦争ニ直面シ且先般ノ空襲ノ經驗ニ徴スルニ之ガ急速整備ヲ圖リ以テ國土防衛ノ萬全ヲ期スルノ要アリ

依テ本年度ニ於テハ豫算及物資ノ追加ヲ受ケ來年度以降ノ豫定計畫ヲ繰上ゲ實施スル等防空施設ノ急速ナル充實強化ヲ圖ルノ要アリト認ム

一、都制ノ制定

帝都地方行政ヲ刷新シ時局下緊要ナル諸行政ノ敏速且適實ナル遂行ヲ期スル爲左ノ要領ノ東京都制案ヲ制定シ速ニ之ヲ實現セントス

東京都制案要領

- (一) 東京府及東京市ヲ廢シ東京府ノ區域ヲ以テ東京都ヲ設クルコト
- (二) 東京都ハ府縣及市ノ性質ヲ有スル自治團體トスルコト
- (三) 都長ハ官吏トシ其ノ吏僚組織ハ都廳ノ官吏ト都ノ吏員ヲ以テ稱成シ概ネ現在ノ府市ノ職員ヲ以テ之ニ充ツルコト
- (四) 都會及都參事會ハ府縣會及府縣參事會ニ準ジ之ヲ設クルコト

(五) 現在ノ東京市ノ區及郡部島嶼ノ市町村ハ其ノ儘都ノ下部組織ト  
スルコト

一 市制及町村制ノ改正

時局下緊要ナル各種内政ハ國家行政ノ末端組織タル市町村ノ活動  
ニ俟ツ所多キヲ以テ主トシテ左ノ諸點ニ付市制及町村制ノ改正ヲ  
行ヒ以テ市町村行政ヲシテ時局下國家ノ要請ニ應ヘルニ遺憾ナカ  
ラシメントス

(イ) 市町村長ノ地位ヲ強化シ其ノ權能ヲ擴充シ其ノ職務ノ執行ヲ容  
易ナラシムルト共ニ其ノ重キニ耐ヘ得ル人物ヲ以テ之ニ充テシ  
ムルニ必要ナル措置ヲ講ズルコト

(ロ) 市町村内各種團體ノ活動ヲ綜合調整シ市町村ヲシテ有機的統一

的ニ活動セシムル方途ヲ講ズルコト

(ハ) 部落會町内會ノ健全ナル發達ヲ期スル爲必要ナル法的根據ヲ整備スルコト

### 一、府縣ノ現地實行機關ノ設置

府縣應ニ於テ處理シツ、アル時局事務就中食糧ノ増産、生活必需物資ノ蒐荷配給、貯蓄ノ奨励、軍事ニ關スル事務其ノ他各種ノ總動員業務ヲ敏活適正ニ處理シ其ノ效果ヲ舉クルニハ今日ノ如キ數百ノ町村ヲ直接ニ管轄スル府縣應ノ執務態勢ヲ以テシテハ到底其ノ目的ヲ達シ難キニ依リ各郡ノ區域ニ付之等行政ノ徹底ヲ擔當スル知事ノ出先補助機關ヲ設ケ國政ノ徹底的遂行ト事務處理ノ敏活化ヲ期シ國家ノ急需ニ應ヘントス

尤モ本件實施ニ必要ナル經費ハ既ニ豫算成立シ來ル七月ヨリ實現  
セシムル目途ヲ以テ目下準備中ナリ

一、衆議院議員選舉法ノ改正

目下考慮中

# 大日本帝國政府

## 警察官吏待遇改善要綱

國內治安確保ノ重責ニ任ズル警察ノ職責ハ戰爭ノ長期化及之ニ伴フ  
社會狀勢ノ變轉ニ伴ヒ愈々重大繁劇ヲ加ヘツツアリ即チ之ニ對應シ  
警察官吏ノ待遇ニ必要ナル改善ヲ行ヒ警察機構ヲ整備充實シテ警察  
力ノ適正敏速ナル運用ヲ圖ルハ刻下喫緊ノ要務トス其ノ要綱左ノ如  
シ

一 警察署長タル警部及警察部課所長タル警部中樞要ナルモノヲ警視  
ニ昇格スルコト

二 前項以外ノ警部タル警察署長及警察部課長ヲ奏任官ノ待遇ト爲ス  
コト

三 巡查部長タル巡查ヲ判任官トスルコト

17  
叶  
る  
る  
る